

I 豊かな暮らしの実現

1 良質な住宅ストックの形成

(1) 民間賃貸住宅に係る特例措置の創設等（所得税、法人税、固定資産税等）

1. 良質な民間賃貸住宅ストックの形成関係

良質な民間賃貸住宅ストックの形成を促進するため、耐久性、省エネ性能等が確保された住宅の建設を促進する特例措置を創設する。

【所得税・法人税】割増償却 5年間40%増（耐用年数35年以上の場合は55%増）

2. 省エネ改修等関係

京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減及び2012年以降の中長期的な削減目標を達成するため、エネルギー起源のCO2排出量が増大している民生部門、特に家庭部門における省エネルギー対策が急務となっていることから、持ち家に比べ省エネルギー化が遅れている賃貸住宅について既存住宅の省エネ改修の促進を図る。

○賃貸住宅の省エネ改修促進のための特例措置について

【固定資産税】

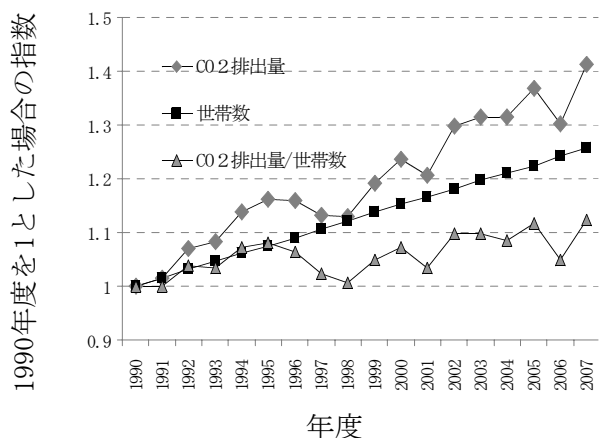
賃貸住宅について、一定の省エネ改修工事（窓の改修、床・天井・壁の断熱化）を行った場合、翌年度分の固定資産税額を1/3減額する。

【所得税、法人税等】

賃貸住宅について、断熱性向上のための窓の改修等の工事に係る特例措置を講じる。

【家庭部門におけるCO2排出量と世帯数の推移】

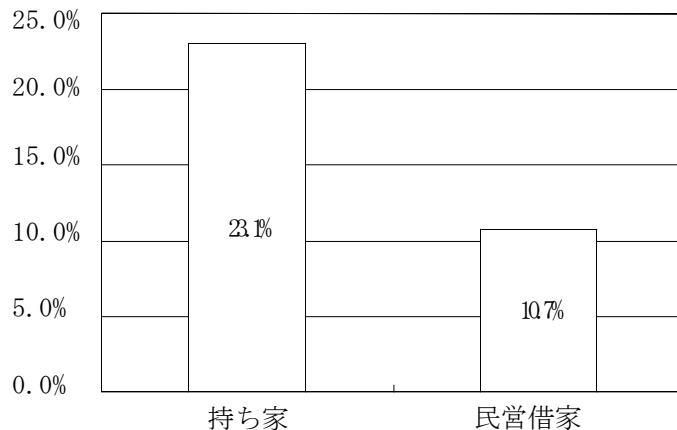
CO2排出量、世帯数、CO2排出量/世帯数、すべてにおいて増加傾向にある。CO2排出量については基準年度と比較して41.2%増加している。



出典：環境省資料

【二重サッシ又は複層ガラス窓のあるストックの割合】

民営借家において、二重サッシ、複層ガラスを備えたストックは10.7%であり、持ち家と比較すると省エネ性能が劣るストックの割合が高い。



資料：総務省「平成15年住宅・土地統計調査」

<政策の目標>

住宅、建築物の省エネルギー化（一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率） 18%（H15）→ 40%（H27）

(2) 既存住宅に係る特例措置の拡充（贈与税、所得税）

既存住宅の改修を促進し、良質な住宅ストックを将来世代へ承継するため、既存住宅の質の向上に資するリフォーム(※)について以下の措置を講じる。

※ バリアフリー改修工事、省エネ改修工事及び耐震改修工事をいう。

【贈与税】

○贈与税に係る以下の特例措置について、その対象として、既存住宅の質の向上に資するリフォームを追加する。

- ・住宅取得等資金の贈与について、相続時精算課税制度の非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の親からの贈与も対象とする特例措置
- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に贈与税を非課税（500万円）とする特例措置

【所得税】

○親等の住宅について、その住宅の質の向上に資するリフォームを行った場合、住宅の改修に係る所得税の特例を適用することとする。

[バリアフリー改修工事の具体例]



床段差の解消



手すりの設置

[省エネ改修工事の具体例]



窓の断熱性の向上や
太陽光発電の導入

[耐震改修工事の具体例]



耐震補強の実施

<政策の目標>

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

2.4% (H11~15平均) → 5% (H27)

既存住宅の流通シェア 13% (H15) → 23% (H27)

2 バリアフリー化の推進

(1) 交通バリアフリー化促進税制の延長及び拡充

1. 交通バリアフリー設備の特別償却制度の延長及び拡充（所得税、法人税）

高齢者・障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための駅（停留場を含む）のバリアフリー化工事や低床型路面電車・バス・航空機（車両等）の導入を促進するため、バリアフリー設備（駅に設置されるエレベーター）やバリアフリー設備（乗降用リフト、乗降用スロープ、可動式ひじ掛け等）を有する車両等に係る特別償却制度の適用期限を2年延長するとともに、既設の駅に設置されたホームドアシステムを特例措置の適用対象に加える。

(延長)

○所得税・法人税：

- ・既設の駅に設置されたエレベーター 特別償却15%
- ・低床型路面電車、ノンステップバス、リフト付バス、
バリアフリー対応型航空機 特別償却20%

・駅(エレベーター)



・低床型路面電車



・ノンステップバス



・リフト付バス



・バリアフリー対応型航空機（可動式ひじ掛け、障害者用トイレ）



(拡充)

○法人税：既設の駅に設置されたホームドアシステム

特別償却15%

・可動式ホーム柵



・ホームドア

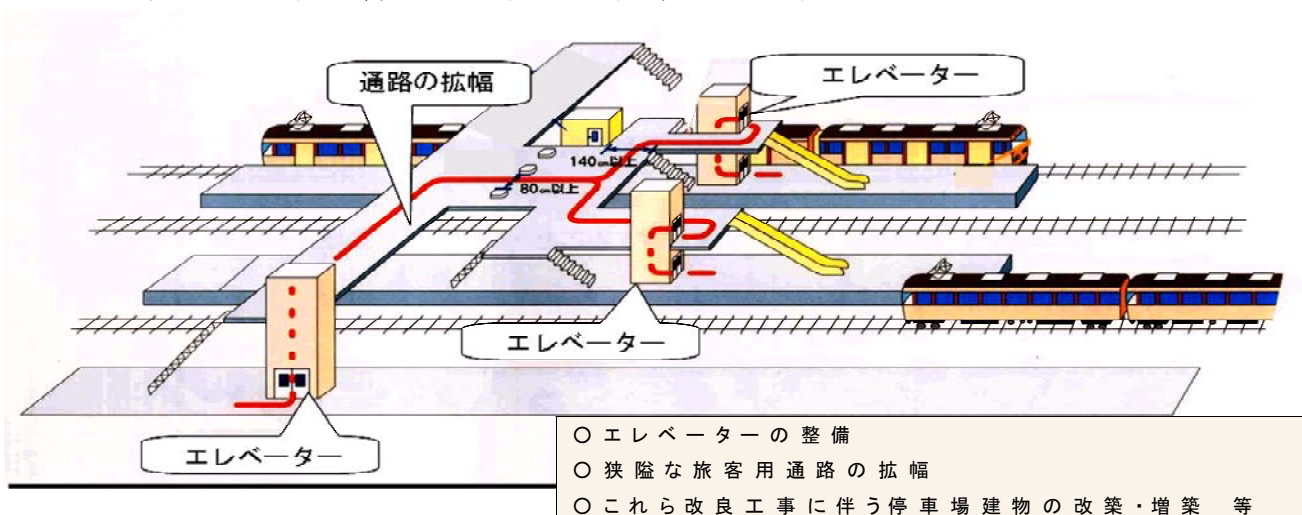


2. 駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る特例措置の延長及び拡充（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者等が駅のバリアフリー化のための改良工事により家屋及び償却資産を取得した場合の特例措置の適用期限を2年延長するとともに、既設の駅に設置されたホームドアシステムを特例措置の適用対象に加える。

（延長）

- 不動産取得税：課税標準 1 / 6 控除
- 固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間 2 / 3



（拡充）既設の駅に設置されたホームドアシステム

- 不動産取得税：課税標準 1 / 6 控除
- 固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間 2 / 3
- ・可動式ホーム柵
- ・ホームドア



3. 低床型路面電車に係る特例措置の延長（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

- 固定資産税：課税標準 5年間 1 / 4



<政策の目標>

段差解消をした旅客施設の割合：67.5%（H19年度）→ 100%（H22年度）

低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合

：37.5%・20.3%（H19年度）→ 65%・30%（H22年度）

バリアフリー化された鉄軌道車両、航空機の割合

：26.5%・59.9%（H19年度）→ 50%・65%（H22年度）等

(2) 住宅バリアフリー改修促進税制の延長 (固定資産税)

(3) 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長 (固定資産税)

1. バリアフリー改修促進税制の延長

住生活基本法の基本理念を踏まえ、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、段差解消、手すり設置等のバリアフリー改修を行った場合の固定資産税の減額措置について適用期限を延長する。

○固定資産税：翌年度分 1 / 3 減額

2. 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長

居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の適用期限を延長する。

○固定資産税：120㎡相当部分につき
5年間税額 2 / 3 減額



【生活支援施設と合築された高齢者向け優良賃貸住宅のイメージ】

<政策の目標>

一定のバリアフリー化率 29% (H15) → 75% (H27)

高度のバリアフリー化率 6.7% (H15) → 25% (H27)

※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当

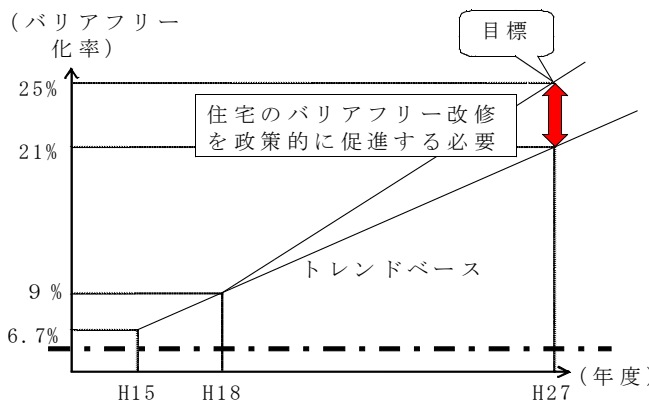
【高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数 (実績)】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
供給実績	1,755戸	2,276戸	1,611戸	1,680戸	1,753戸

【高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー化実施率】

	全体	持家	借家	高齢居住
A 手すり(2ヶ所以上)	15.3%	21.5%	5.9%	23.9%
B 段差のない屋内	13.1%	17.0%	7.2%	13.2%
C 廊下幅が車椅子通行可	12.6%	17.2%	5.7%	16.7%
ABCいずれかに対応	25.5%	34.5%	11.9%	34.3%
A又はB に対応(一定対応)	21.6%	29.3%	10.0%	28.9%
ABC全て 対応(3点セット)	5.4%	7.3%	2.6%	6.7%

【高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率の目標】



出典：総務省『住宅・土地統計調査(平成15年)』

平成15年：6.7% ⇒ 平成27年：25% (3点セット)^{*}

※ 3点セット：「2ヶ所以上の手すりの設置」、「屋内の段差解消」、「車椅子で通行可能な廊下幅」

3 モビリティの向上

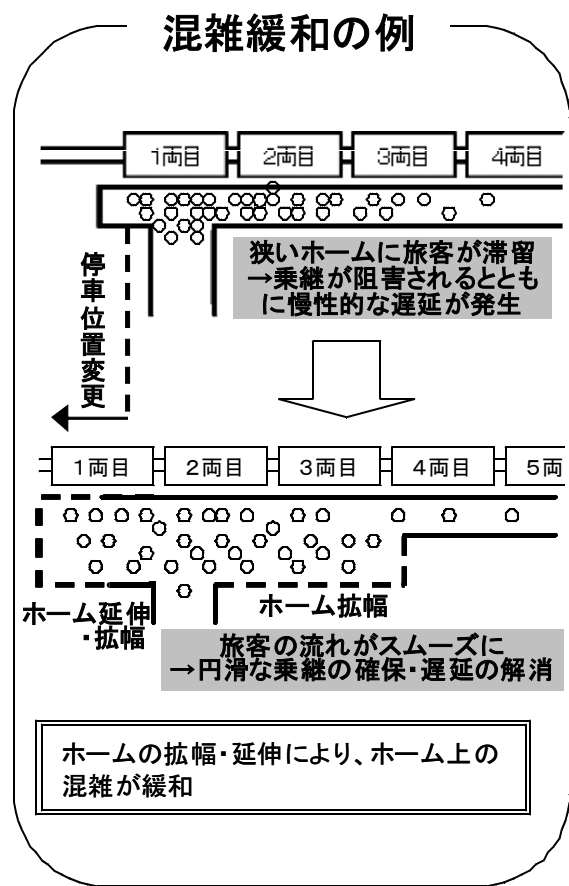
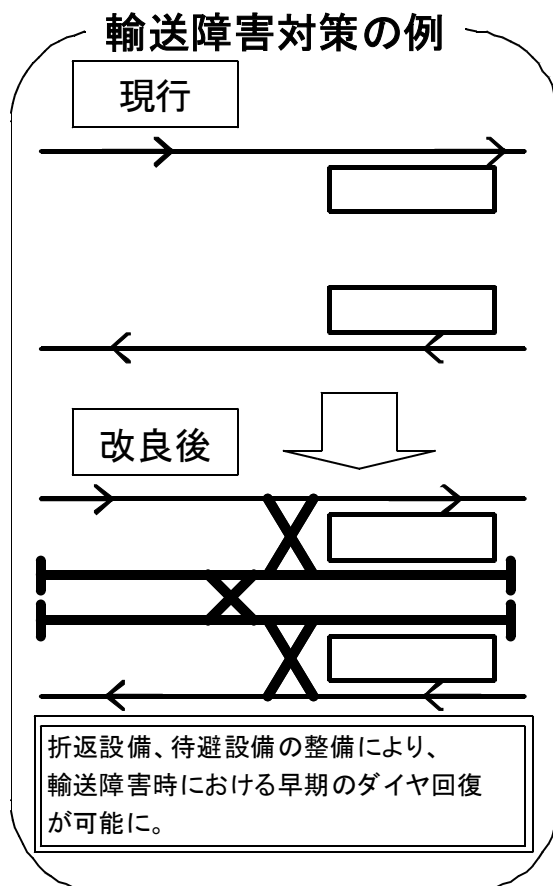
(1) 駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得する鉄道施設に係る特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）

列車本数の増発による輸送力の増強や相互直通運転の拡大の結果、鉄道の利便性は飛躍的に向上しつつあるものの、一度輸送障害が発生すると速やかなダイヤの回復が難しく、円滑な相互直通運転が行われなくなる。また、ホームに人が溢れ、旅客の乗降に時間がかかってしまう等の原因により、乗継が円滑に行われず、平常時から慢性的な遅延が発生しているケースもある。

このため、通勤客をはじめ都市部における利用客が列車の遅延により被っている莫大な時間損失・機会損失の軽減を図り、円滑な乗継を確保すべく、特例措置の対象を拡充する。

(拡充)

- ①相互直通運転が行われている路線における輸送障害対策により、円滑な相互直通運転を確保するための駅及び駅間の大規模改良工事（折返設備、待避設備等）を対象事業に追加する。
- ②混雑緩和により乗継の円滑化が図られ、遅延対策に資する大規模改良工事（プラットホーム、旅客用通路の拡幅・延伸等）を対象事業に追加する。



<政策の目標>

相互直通運転を行っている都市鉄道路線のうち、輸送障害対策により乗継円滑化が図られ遅延対策に資する大規模改良工事を実施する路線数：64路線中8路線（H24年度）

(2) 特定地域におけるタクシー事業の適正化に伴う特例措置の創設（事業所税）

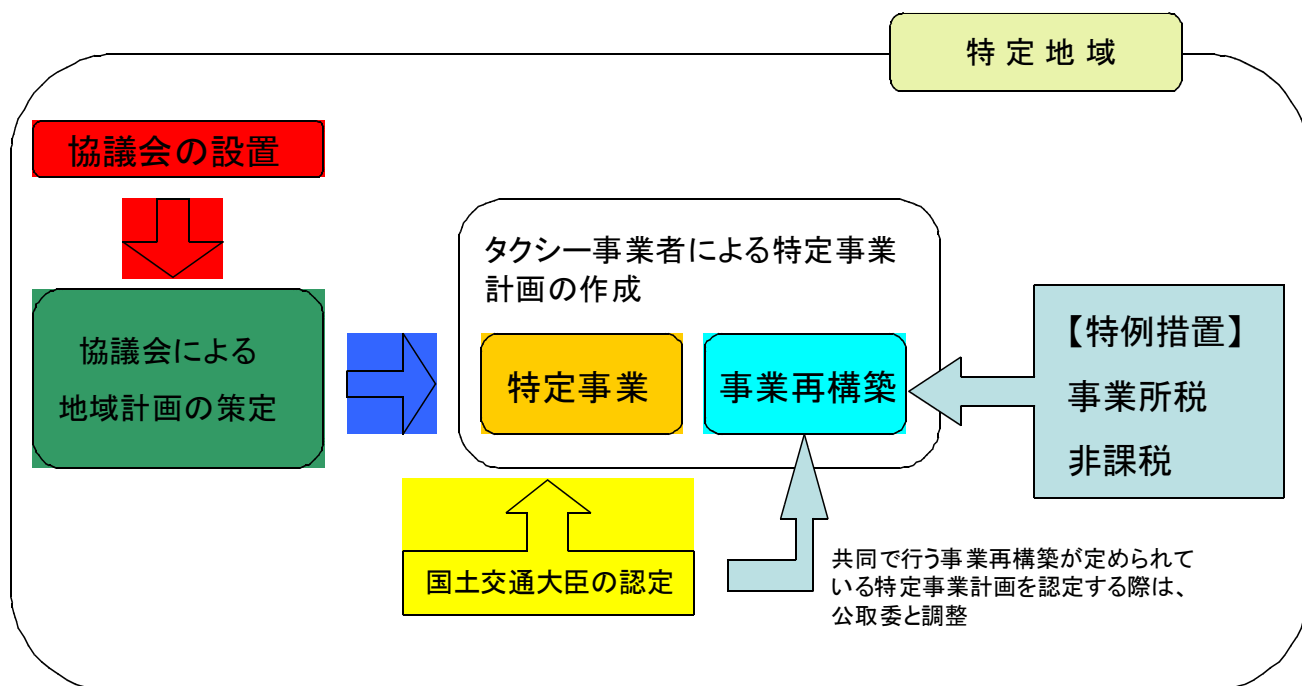
本年施行される「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「タクシー適正化・活性化法」）を受け、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある地域として指定される特定地域において、国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に基づき、タクシー事業者が事業再構築としての減車を行った場合の特例措置を創設する。

○事業所税：非課税

○ 特例を受けられる場合

- ・ 複数の事業者が合併し減車する場合（合併後の事業者の事業所税）
- ・ 事業者が分割し減車する場合（分割した事業者のそれぞれの事業所税）
- ・ 事業者が単独で又は共同で減車する場合

【タクシー適正化・活性化法に係る支援措置のイメージ】



<政策の目標>

平成26年度までに特定地域における日車実車キロを平成13年度の平均値（90.5キロ）に回復させる。（参考：平成20年度 79.0キロ）

(3) バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の延長（自動車取得税）

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を維持するため、バス運行対策費補助金の交付を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

○自動車取得税：非課税

<政策の目標>

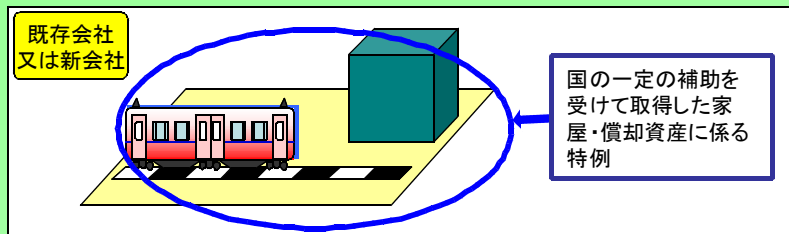
地方バス路線の維持率：97%（H20年度）→ 100%（H25年度）

(4) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業に係る特例措置の延長（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

創意工夫して鉄道再生等に主体的に取り組む地域と事業者を、国として、総合的かつ強力に支援し、地域の暮らしを支える地方鉄道の維持活性化を図るため、鉄道事業再構築事業等を実施する路線に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

鉄道事業再構築事業等の実施に伴う主な特例措置(概要)

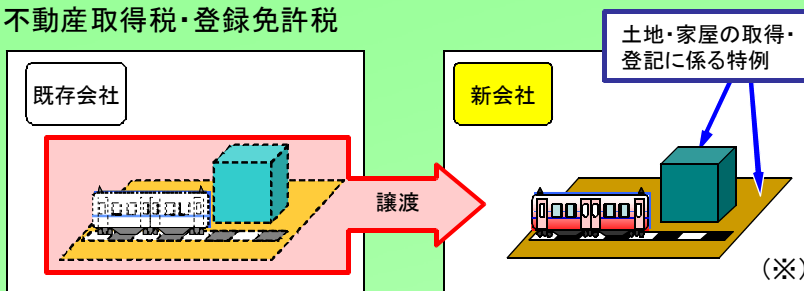
○ 固定資産税・都市計画税



[対象資産]
国の一定の補助を受けて取得した家屋・償却資産

[措置内容]
課税標準 5年間1/4に軽減

○ 不動産取得税・登録免許税



[対象資産]
新たな事業者が既存事業者から取得した土地・家屋

[措置内容]
(不動産取得税) 非課税
(登録免許税)
-所有権の移転登記:
税率20/1000 ⇒ 8/1000

(※)自治体が土地を保有し、新会社に無償で貸し付けるケースでは家屋が特例の適用対象

<政策の目標>

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合：54%（H20年度）→ 60%（H23年度）